

第5章 児童家庭課

1 児童の健全育成

(1) 児童相談所

児童相談所においては、児童福祉司をはじめ医師、児童心理司等の専門知識、技術を有する職員を配置し、児童のあらゆる問題について相談に応じ、医学診断、心理診断、社会診断、行動診断、施設における入所措置及び通所指導等を行っている。これらの業務は福祉事務所、家庭児童相談室及び健康福祉センター（保健所）等と連携を図りながら行っている。

表1 児童相談所の設置状況（令和7年4月1日現在）

	設置数	職員数
児 童 相 談 所	6	7 6 0

表2 児童福祉司数（令和7年4月1日現在）

中央児童相談所	84名	東上総児童相談所	25名
市川児童相談所	83名	君津児童相談所	27名
柏 児童相談所	78名	計	311名
銚子児童相談所	14名		

表3 児童相談所相談種別受付件数（千葉市を除く）

項目 年度	養 護 相 談		保 健 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	視 聴・言 語障 害相 談	重 症心 身障 害相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児・し つけ 相 談	そ の 他 の 相 談	総 計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談														
3	9,592	232	5	59	2	79	10,028	13	173	72	296	6	20	8	1,914	22,499
4	9,175	203	10	41	1	88	7,450	18	156	74	243	3	2	0	1,718	19,182
5	9,355	299	8	64	1	89	7,685	13	176	97	224	4	2	4	1,782	19,803
6	9,423	503	8	74	2	77	7,979	15	172	100	210	3	1	7	2,210	20,784

表4 児童相談所における児童虐待相談対応件数

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全 国	205,044	207,660	214,843	225,509	223,691
千葉県(千葉市を除く)	9,863	9,593	8,747	9,329	9,411

表 5 虐待の類型別（対応件数）

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
身体的虐待	2,747 (28%)	2,497 (29%)	2,719 (29.1%)	2,704 (28.7%)
性的虐待	181 (2%)	204 (2%)	209 (2.2%)	231 (2.5%)
心理的虐待	4,465 (47%)	3,977 (45%)	4,153 (44.5%)	4,421 (47%)
保護の怠慢 ・拒否	2,200 (23%)	2,069 (24%)	2,248 (24.1%)	2,055 (21.8%)
計	9,593 (100%)	8,747 (100%)	9,329 (100%)	9,411 (100%)

（2）児童福祉施設

① 児童養護施設

保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第 4 1 条）

（参考）施設数 22（千葉市 3、船橋市 1、館山市 1、木更津市 1、松戸市 1、茂原市 1、成田市 1、旭市 2、習志野市 1、柏市 1、市原市 1、君津市 1、富津市 1、袖ヶ浦市 1、南房総市 1、いすみ市 1、酒々井町 1、東庄町 1、一宮町 1）、定員 917 名（令和 8 年 3 月 31 日現在）

② 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第 4 4 条）

（参考）施設数 1（千葉市）県立生実学校 定員 86 名（入所 70 名、通所 16 名）

③ 乳児院

乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入所させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第 3 7 条）

（参考）施設数 7（千葉市 1、八千代市 1、君津市 1、富津市 1、八街市 1、いすみ市 1、長柄町 1）、定員 118 名（令和 8 年 3 月 31 日現在）

④ 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を行うこと等を目的とする施設。（児童福祉法第 4 3 条の 2）

（参考）施設数 1（富津市）、定員 25 名

⑤ 里親

養育里親及び要保護児童の養育を希望する者であって、養子縁組によって養親となることを希望する者、その他これに類する者のうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認める者をいう。

(児童福祉法第6条の4)

本県では、令和7年3月31日現在、782組の里親登録者があり、268組の里親のもとで388名の児童が養育されている（児童数にはファミリーホーム委託児童を含む）。

表6 里親登録及び児童委託状況

年度	里親新規登録件数	登録取消件数	児童新規委託件数	委託解除件数
令和4年度	90	39	56	41
令和5年度	93	30	68	41
令和6年度	74	45	71	46

⑥ 児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設。（児童福祉法第44条の2）

(参考) 施設数23（千葉市4、船橋市2、市川市1、木更津市1、松戸市1、茂原市2、旭市1、柏市1、八千代市1、鎌ヶ谷市1、富津市1、袖ヶ浦市1、南房総市1、いすみ市1、一宮町1、君津市1、佐倉市1、習志野市1）

(3) 児童自立生活援助事業

次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業。（児童福祉法第6条の3）

- ・義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳未満の者であって、措置解除者等である者。
- ・満20歳以上の措置解除者等であって、該当施設等により、相談その他の援助（アフターケア）を受けており、やむを得ない事情がある者。
- ・児童自立生活援助事業所Ⅰ型（自立援助ホーム）(参考) 施設数28（千葉市5、市川市2、船橋市5、松戸市4、柏市3、市原市1、流山市1、八千代市2、鎌ヶ谷市1、君津市2、富津市1、東金市1）

(4) 自立支援

① 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

児童養護施設等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者からの支援が受けられない者に対し、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援する。

また、児童養護施設等に入所中の者に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、円滑な自立を支援する。

② 社会的養護自立支援拠点事業

社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互交流の場所を開設し、必要な情報の提供や相談・助言、関係機関との調整を行うこと等により、将来の自立に結び付ける。

③ 児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業

児童養護施設退所児童等で就職や進学後まもない離職等を事由として自立援助ホームを利用する場合に、心理面から自立支援を行うことにより、自立の促進を図る。

(5) 推進体制

① 児童委員・主任児童委員

児童委員は、児童、妊産婦及び母子家庭等につき、常にその生活及び環境の状態を把握し、その保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導をする。

なお、児童委員は民生委員が兼務している。

主任児童委員は、児童福祉に関する理解と熱意を有し、また専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者とされており、児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこととされている。

また、児童福祉法では、主任児童委員が児童委員の職務を行うことを妨げるものではないとされ、その役割が一層高まっている。

② 家庭相談員

家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、健康福祉センター及び福祉事務所に昭和39年度から家庭児童相談室が設置されている。家庭児童相談室には、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする業務を行う職員として、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭児童福祉に関する相談、指導業務に従事する家庭相談員が配置されている。

2 児童虐待防止対策の推進

(1) 「児童虐待死亡ゼロ」に向けた抜本的対策の検討

児童虐待問題解決のための抜本的対策を講ずるため、社会福祉審議会に「社会的養護検討部会」を設置し、児童虐待死亡事例等の検証を行う委員会を設けて総合的な検討を行う。

(2) 児童相談所の新設・建替え

令和2年6月の県児童相談所の管轄区域の見直しに関する県社会福祉審議会からの答申を受け、印旛郡市を管轄する印旛児童相談所と、松戸市・鎌ケ谷市を管轄する松戸児童相談所の新設整備を進めている。

また、既存施設の老朽化等から、県有建物長寿命化計画に基づき、柏児童相談所及び銚子児童相談所の建替えを進めている。

(3) 児童相談所等の人材育成・確保対策

計画的な人材育成を推進するため、令和5年11月に児童福祉専門職員人材育成基本方針を策定し、推進体制を整備した。また、児童相談所等で従事する児童福祉司や児童心理司等の人材確保のため、採用広報活動を強化した。

(4) ICTを活用した児童相談所の業務改善

職員の負担軽減のため、業務関連情報の管理のためのシステムを運用している。

また、AIを活用した電話対応支援システム（音声マイニングシステム）を導入し、電話対応の逐語録の即時自動作成等を可能とすることで、対応記録作成時の負担低減や、経験の浅い職員の育成、保護者等関係者とのトラブルの未然防止に繋げ、児童相談所の業務改善及び対応力の向上を図っている。

(5) 児童相談所の専門機能強化

市町村への援助や、困難事例への対応を行うこととなった児童相談所の専門機能を強化し、新たな児童虐待防止体制の整備を積極的に推進する。

- ・児童福祉司の増員（R6 306人→R7 311人）
- ・児童相談所職員に対する体系的・実践的研修の実施
- ・専門家による児童相談所支援機能の強化
- ・被害児童及び保護者に対するケアの充実

(6) 市町村における児童虐待防止体制の整備促進

令和6年4月に施行された改正児童福祉法により市町村に設置が努力義務となった「こども家庭センター」における相談支援体制の構築や家庭支援事業を促進し、虐待等に至る前の予防的支援や要保護児童等の早期発見による適切な支援を行う取組を推進する。

- ・市町村に対する専門家の派遣等、市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化の推進
- ・市町村職員に対する研修の実施
- ・児童虐待対応地域リーダーの養成
- ・児童虐待防止対策担当課長会議等の開催

(7) 関係機関との連携強化

各種会議の開催等を通じて関係機関との連携を強化し、児童虐待防止に向けた協働体制の整備を促進する。

- ・千葉県要保護児童対策協議会の開催

(8) 児童虐待防止に向けた広報

「県民だより」等の活用によるキャンペーンの実施等、児童虐待問題に関する広報を広域的に行い、社会全体で虐待防止の取組を推進する機運を醸成する。

- ・11月の秋のこどもまんなか月間に合わせて、児童虐待とDV防止の一体的広報啓発活動を重点的に実施

(9) 児童虐待防止医療ネットワークによる児童虐待対応の向上

中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワーク作りや保健医療従事者等の教育等を行い、医療機関における児童虐待対応の向上を図る。

3 女性支援事業

① 女性サポートセンター（女性相談支援センター）

平成13年度まで、旧売春防止法第34条第2項の規定に基づき、要保護女子について相談に応じ、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、これを指導するとともに、一時保護を行う施設として業務を行い、平成14年度からは、DV防止法第3条に基づき、配偶者暴力相談支援センターとして、DV対策と婦人保護事業を中核的に行ってきた。

令和6年度からは、売春防止法の一部廃止及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という。）の施行に伴い、困難女性支援法第9条の規定に基づき、配偶者や交際相手からの暴力、夫婦不和、ストーカー被害など女性の抱える諸問題について広く相談に応じ、保護、援助を必要とする女性の支援を行っている。

表10 女性相談支援センター（旧：婦人相談所）相談、一時保護状況

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相 談 処理状況	女性自立支援施設入所	2	2	4
	就職・自営	1	1	0
	結婚	0	0	0
	家庭へ送還	11	15	13
	福祉事務所へ移送	14	24	27
	他の女性相談支援センターへ移送	0	0	0
	その他の関係機関へ移送	0	0	0
	助言・指導のみ	42	35	44
	その他	52	62	59
	計	122	139	147
一時保護 (延人員)	入所者	1,995	3,082	4,024
	同伴者	2,493	3,563	3,141

② 女性相談支援員

旧売春防止法第35条に基づき、婦人相談員が設置され、要保護女子の相談、指導等を行ってきた。令和6年度に売春防止法の一部廃止及び困難女性支援法の施行に伴い、女性相談支援員と名称が変更され、困難女性支援法第11条の規定に基づき、DV被害者の相談・指導や、暴力以外にも女性の抱える様々な悩みや問題に対応している。

また、DV防止法第4条に基づきDV被害者の相談、指導等を行っている。

令和7年4月現在、県の女性相談支援員は47名おり、うち14名が女性サポートセンターに、33名は各健康福祉センターに所属している。

市の女性相談支援員は、千葉市・船橋市ほか17市において委嘱されている。

表1-1 女性相談支援員（旧：婦人相談員）相談状況

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設入所	9	9	8
就職・自営	2	1	0
結婚	3	0	2
家庭へ送還	12	20	17
福祉事務所へ移送	16	28	54
女性相談支援センター、女性相談支援員へ移送	22	35	23
他の県へ移送	1	6	3
その他の関係施設へ移送	15	143	22
助言・指導のみ	13,735	13,656	12,917
その他	608	546	636
計	14,423	14,444	13,682

③ 女性自立支援施設

旧売春防止法に基づく要保護女子等を収容保護し、生活指導や職業指導等を行い、自立更生を図るための施設から、困難女性支援法に基づき、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性を保護し、自立の促進のための生活支援を行うための施設となった。また、DV防止法第5条により、暴力の被害者の保護を行うことができるとされている。県内には望みの門学園（定員30名）、かにた婦人の村（定員80名）があり、施設への入退所の決定は女性相談支援センター（女性サポートセンター）が行う。

表1-2 年度別在所人員の状況（各年度末日現在）

年度	施設数	定員	在所人員	同伴乳幼児
令和4年度	2	130	15	0
令和5年度	2	130	17	0
令和6年度	2	110	20	0

4 困難な問題を抱える女性への支援の推進

(1) 基本計画の推進

① 千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画

困難女性支援法第8条第1項に基づく法定計画を令和6年度から令和8年度までの3年間として策定し、「困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能すること」を目的に、次の項目について関係機関と連携して取組を展開していく。

- ア 協働する民間支援団体数の増加
- イ 基本計画策定市町村数の増加
- ウ 相談窓口設置市町村数の増加
- エ 支援調整会議設置市町村数の増加

② 千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）

DV防止法に基づく法定計画を令和4年度から令和8年度までの5年間について、第5次計画として策定し、「DVの根絶を目指して、誰もが安心、安全に生活できる社会の実現」を目標に、次の項目について関係各課及び関係機関と連携して取組を展開していく。

- ア DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進
- イ 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実
- ウ 被害者の自立に向けた支援
- エ 子どもの安全確保と支援
- オ 市町村におけるDV対策の促進
- カ 被害者支援のための体制強化

(2) 児童虐待部門との連携・強化

児童虐待部門との機能的な連携を図り、DVの早期発見・未然防止に取り組んでいる。

令和2年度から、児童相談所において健康福祉センターに配置されている女性相談支援員（旧DV専門相談員）が出張し相談を行い、DVの早期発見を図っている。

(3) 女性支援・DV被害者支援（広報・啓発）について

女性支援・DV相談カード等の作成配付、「女性に対する暴力をなくす運動」期間における啓発、デートDV相談カード・リーフレットの作成配付、家庭における暴力防止啓発パンフレットの作成配付や女性支援・DV防止セミナーを開催した。

(4) 若者を対象とした予防教育について

若者が自分自身の問題としてDVについて考え、将来にわたり「互いに尊重できるパートナーシップのあり方」を学ぶことを目的に、高等学校等を対象に外部講師を派遣し、参加体験型のセミナーを実施した。

表1 実施回数及び人数

年度	回数	人数（人）
令和4年度	61	12,885
令和5年度	62	14,244
令和6年度	65	13,615

(5) 配偶者暴力相談支援センター事業

県では、女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターの計15か所を配偶者暴力相談支援センターに指定し、DV被害者の相談や一時保護にあたっている。

なお、一時保護は、女性サポートセンターのみ実施している。

表2 県の配偶者暴力相談支援センターの相談件数（電話相談＋面接相談）

区 分	女性サポート		男女共同参画		健康福祉 (13 か所)	センター うち DV	合計（件）	
	センター	うち DV	センター	うち DV				うち DV
令和4年度	9,242	2,360	7,210	1,276	1,977	1,316	18,429	4,952
令和5年度	8,933	2,527	7,360	1,107	1,838	1,326	18,131	4,960
令和6年度	7,379	2,228	6,535	1,097	1,933	1,296	15,847	4,621

表3 一時保護件数（女性サポートセンター）

年度	一時保護件数	
	総数	うちDV
令和4年度	78	68(87%)
令和5年度	111	85(77%)
令和6年度	100	75(75%)

(6) 女性支援・DV被害者支援（職務関係者研修）について

女性支援・DV被害者に対しては、担当者が安全に十分配慮し、被害者の立場に立った上で、迅速かつ的確な対応が必要であるため、女性支援・DV職務担当者に対して研修を実施し、相談能力の向上や支援体制の充実を図っている。

- (ア) 女性支援（DV含む）・児童虐待相談担当職員研修
- (イ) 学校職員等に対する女性支援（DV含む）・児童虐待対応研修
- (ウ) 女性支援（DV含む）職務関係者専門研修
- (エ) 新任女性相談支援員研修
- (オ) 女性支援・児童虐待新任職員研修

(7) 困難な問題を抱える女性支援（生活再建）について

県の一時保護を受けた困難な問題を抱える女性が、入所中又は退所後、裁判所や役所、病院へ行く際の同行や転宅先での生活環境整備の手伝いなどの支援を行っている。

(8) 女性支援・DV被害者支援（連携・ネットワーク）について

千葉県困難な問題を抱える女性支援調整会議、地域別市町村担当課長会議、女性支援・DV被害者支援活動団体連絡会議等を開催し、行政及び関係機関と連携体制の整備に努めている。